

ホテル又は旅館における高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した
建築設計標準の改正に関する検討会
第3回 議事録（案）

■日時： 2019（平成31）年1月21日（月）13:30～15:30

■場所： 中央合同庁舎3号館（国土交通省）10階 共用会議室A

■議事：

1. 開会
2. 議事

【高橋座長】

- 皆さん、こんにちは。東洋大学ライフデザイン学部の高橋です。今日は第3回ということで、この検討会の最終回になります。時間は限られておりますけれども、どうぞ皆様の忌憚のないご発言を頂ければと思います。
- それでは、お手元の議事次第に従いまして進めます。議題が（1）建築設計標準（追補版）修正案について、（2）事例紹介となっています。まず最初に説明をまとめてさせて頂きまして、その後、全体の質疑応答とさせて頂ければと思いますので、よろしくお願ひします。

（1）建築設計標準（追補版）修正（案）

- 資料 1-1. 1-2. 1-3：国土交通省住宅局建築指導課 高木企画専門官より説明

（2）事例紹介

- 資料 2：市浦ハウジング&プランニングより説明

【東洋大学ライフデザイン学部 高橋座長】

- 資料説明、ありがとうございました。これから質疑応答とさせて頂きます。資料1-3が追補版案のほぼ完成バージョンとなります。資料1-1、1-2及び資料2の事例紹介も含めましてご意見、ご質問等、どんなことでも結構です。時間の制限はありますけれども、よろしくお願ひします。いかがでしょうか。

【DPI日本会議 今西委員】

- 資料1-1の7ページの、①に一般客室についての位置づけが記載されています。第1回、第2回の検討会でも、誘導基準、努力義務として、一般客室のUD化の数値目標10%を是非とも入れてほしいと発言しています。2020年に訪日外国人が4,000万人、2030年には6,000万人の人たちが来られます。国際的な障害者比率は10%とされており、訪日外国人のうちの10%は何らかの形で障害を持っている人たちとなります。そうした人たちへの客室が現状確保できていないと思います。

車椅子使用者用客室は基準として1%の義務づけがされましたが、それだけでは対応はできません。そのためには、車椅子使用者客室以外の一般客室10%をUD化していかなければならないと思っています。

- 現在、東京都では一般客室の全てを条例の対象として検討を進めていますが、委任条例が作られているのは14都府県、6市町村でしか作られていません。これから自治体による委任条例が進んでいくことには期待していますが、委任条例の中で一般客室を対象にしていくかは不確定な要素が大きいのと思います。そのため国として、まず1つはこの委任条例を進めていくための取り組みを是非やって頂きたい。そして、確実なものとして一般客室10%を誘導基準とし、基本方針に数値目標を設定して頂きたい。
- 数値目標がなければ、一般客室の設計標準を記載しても、単なる絵に描いた餅になってしまいます。基本方針として数値目標を掲げ一般客室のUD化を推進し、今回の法改正で設置する評価会議に取組状況を当事者評価していくことが求められます。
- 昨年度の車椅子使用者用客室の設置基準見直し検討会では、全国で客室が、車椅子使用者用客室がどのくらいあるのかというデータを持っていなかった。今回、設計標準の改定をしても車椅子使用者用客室や一般客室の整備状況を継続的に把握できるデータベースの仕組みを作って頂きたい。
- 7ページの②の便所・浴室等の出入口の有効幅員について、是非とも75cmを原則として設定して頂きたい。先日、1月5日に私どもの団手で手動車椅子、簡易電動、電動4輪、電動6輪2台の計5人による一般客室の便所・浴室の出入口と通路の幅員関係について入退室できるか検証してみました。便所・浴室の出入口70cmと通路90cmの場合、電動4輪、電動6輪の1台はまったく入退室できなかったが他の機種は壁を擦りながら何度も切り返しをして入退室できました。また、出入口75cmと通路80cmの設定では電動4輪、電動6輪の1台は同様に入退室できませんでした。ただ入室について簡易電動のみ切り返しが必要でしたが他はスムーズに通れたこと、退室時は入室と異なり手動車椅子はスムーズに通れたが簡易電動と電動6輪は壁を擦ったり切り返すことでクリアできました。
- こうした検証の結果から通路幅については、いずれの通路幅も更に10cm広げれば切り返し際に壁を傷つけずに入退室できること。また、入室と退室では車椅子の軌跡が違うことによる課題も見えました。車椅子の方向を変える時に前輪のキャスターが横向きになるため出入口が狭いとひっかかって出られなくなってしまうことがあることが分かりました。
- 設計標準では出入口、原則として75cmで書かれていますが、ただし書きとして75cmが確保できない場合には70cmとして示されています。通常、車椅子の横幅は平均65cmぐらいですが、検証の結果からもキャスターの回転を考えると70cmだとキャスターが挟まってしまっても出られないこと

があり、是非とも75cmにして頂きたい。

- 新築や増築であれば、75cmを確保することは十分にできると思います。また、改修でも、「改修の場合留意する必要がある」と書かれています。幾ら留意する必要があるとしても75cmなければ実際には使えないので、ただし書きを書かずに、是非とも便所・浴室の入り口の寸法として原則75cmを書いて頂きたいと思っています。

【東洋大学ライフデザイン学部 高橋座長】

- ありがとうございます。関連するご質問がありましたら受けまして、事務局のほうにご回答をお願いしたいと思っています。

【日本身体障害者団体連合会 中原委員】

- 資料1-1の7ページの②について、80cm以上は厳しすぎる水準とありますが、80cmがとれない、やむを得ず75cm確保できない場合は70cm以上とすることについてとても厳しいです。車椅子も多種多様です。少し大きめの車椅子だと本当に大変だと思いますし、ある程度広さに余裕がないと、思ったようにきれいに車椅子が動かないときもあります。広いところでその幅をめがけて入るのではなく、限られたスペースの中でそこを通過するとき、また出てくるときに75cmは非常に厳しいです。80cmを厳しいと書いてありますが、厳しい場合はやむを得ずという、このやむを得ずというのが私たちにとって考えられないところです。
- 資料1-1の14ページの共用、ソフト面について、「車椅子利用者など」と書いてありますが、車椅子に限らず肢体不自由者という文言にして頂きたい。車椅子だけではなく、今は杖社会になってきている。杖をついて歩かれる肢体不自由の方、それから上肢の障害の方、いろいろ含めまして肢体不自由者と言うので、そういう文言にして頂きたい。2番目、3番目は視覚障害者とか聴覚障害者とかきちんと明記してありますので、ここも肢体不自由者ということをお願いしたい

【東洋大学ライフデザイン学部 高橋座長】

- ありがとうございます。今の中原さんの最初のご質問のところは、7ページの中央の赤いところの改正案について、75cmで厳しいということでしょうか。

【日本身体障害者団体連合会 中原委員】

- そうです。改正案のところに例えば原則として75cm以上とする。それから、やむを得ず75cmを確保できない場合は70cm以上とするとあります。このやむを得ずというところについて検討をお願いしたいと思っています。

【東洋大学ライフデザイン学部 高橋座長】

- ありがとうございます。今回、一般客室のバリアフリー化が非常に重要な論点になっております。頂いた意見としては、条例化の問題について、まず委任条例を進めるための取り組みについて、これは今回のバリアフリー法の基本方針の中でも掲げられているところです。

- 関連して、第2回検討会でもご意見を頂きました推進目標10%を掲げるべきだとのご意見がありました。評価会議に関するご意見については、別の会議の話なのでここでは答えにくいかと思えます。
- こういうことを進めていくときに数値目標等も関連がありますが、客室に関する全国調査の必要性といったご意見もありました。
- それから、今の一般客室の便所、浴室等の出入口有効幅員75cm以上に関するご意見が2つほどありました。これにつきまして事務局のほうからご回答をお願いします。

【全国脊髄損傷者連合会 大濱委員】

- 今の関連について、資料 1-1 の 7 ページの①の条例に関する記述について、「一般客室のバリアフリー化」を推進することも考えられる」、とありますが、「考えられる」では非常に弱いと思います。「一般客室のバリアフリー化を推進すること」に変更し、一般客室のバリアフリー化を地方自治体が条例で進める方向性を促してもらいたい。
- 現行の有効幅員 80cm 以上を生かしてもらいたい。東京都の 70cm での一般客室が増えると、私たちは使いづらくなります。原則 75cm をもとに戻して原則 80cm 以上とし、やむを得ない場合は 75cm にしてもらいたい。一般客室のバリアフリー化について、かなり遅れをとるのではないか。オリパラに向けて客室が非常に足りないということが言われている中で、こういう形で後退するのはいかがなものかと思えます。この 2 点が今ここで感じたことです。

【東洋大学ライフデザイン学部 高橋座長】

- それでは、ご発言の趣旨は似ていますので、委任条例の語尾の使い方の問題など、大濱委員のご発言、ご意見も含めて、まず事務局のほうでご回答をお願いします。

【(事務局) 国土交通省住宅局建築指導課】

- まず1点目の条例の推進について、国土交通省としても積極的に取り組む必要があると考えています。今回のバリアフリー法の改正を踏まえた基本方針の中で、対象区域を設定して義務付け対象となる用途の追加及び規模の引き下げ並びに基準の強化をすることで地域の実情に応じた建築物の移動等円滑化を図ることが可能な仕組みとなっているということについて明示をしています。
- 基本方針の内容につきましては、地方公共団体にこれまでも機会あるごとに説明しています。また、今回このガイドラインが成案になった暁には、これまでのご議論の状況も踏まえ、条例の整備を強く地方公共団体に呼びかけていきたいと思っています。まずは、本ガイドラインにおいて一般客室の水準をしっかりと示し、本ガイドラインを参考にして頂いて、地方公共団体の条例化の取組みを促していくことが重要ではないかと考えています。
- 数値目標のことについては、第1回検討会、第2回検討会に続いて、ご質問を頂戴いたしました。

こちらにつきましては、資料1-2の53番、54番でご説明させて頂きました。一般客室の一部についてのみ配慮がなされればよいという形での数値目標は、かえって今回の東京都のような、全ての一般客室のバリアフリー化を目指して条例化する取り組みを阻害してしまうのではないかと
いうこともありますので、国としてはこういった数値目標を定めずに、極力全ての一般客室を対象にした条例の整備、推進を図っていくことで引き続き取り組んでまいりたいと考えています。

- データの整備、データをしっかりと把握していくべきではないかというご指摘もございました。まず、地方公共団体の条例の制定状況について、常日ごろより把握して、地方公共団体と連携しながら取り組んでいくということ、しっかりやっていくつもりです。また、今後については、必要に応じて、そういったデータの把握についても、検討していきたいと考えています。
- 一般客室の水準について、原則として75cm、どうしてもやむを得ない場合には70cmとすることについて、資料1-1の7ページの②に記載しています。もともと一般客室についてバリアフリー化を少しでも進めていこうということで、前回ガイドラインの改定において、一般客室のバリアフリー化を掲げて取り組んできました。しかしながら、右端の改正理由のところについて記載しているとおり、一般客室の便所・浴室等の出入口の有効幅員を80cm以上については、なかなか厳し過ぎる水準ということもあって、現実的には普及につながってきていないと認識しているところ
です。一方で、我々が現地調査する中では、バリアフリーについてかなり意識の高い事業者においても、一般客室の便所・浴室等の出入口の有効幅員については、70cmを切るような事例も見受けられる状況です。こういった状況も踏まえて、原則として75cmということで、水準を緩和することによって、現実味のある対応を求めることとし、より一層、一般客室のバリアフリー化が進むような形で改正をしてはどうかということで提案をさせて頂いたものです。
- また、70cmのところにつきまして、ただし書きを削除すべきだというご指摘もございましたが、こちらについてもどういった点に留意するかということについては、より丁寧に記述していく
予定です。この留意するということはやや内容が曖昧ですので、もう少し書き込む形で検討させて
頂ければと思います。

【東洋大学ライフデザイン学部 高橋座長】

- 中原委員からご意見ありました14ページの車椅子使用者の記述については検討させて頂く
こと
でよろしいでしょうか。

【(事務局) 国土交通省住宅局建築指導課】

- ここで肢体不自由者ということのみを記述致しますと、一般の高齢者の方々が排除されてしま
う
ようなことになってはいけないと思いますので、そういった点も踏まえて検討させて頂ければ
思
います。

【東洋大学ライフデザイン学部 高橋座長】

- 今のご意見、ご回答について、いかがでしょうか。

【全国脊髄損傷者連合会 大濱委員】

- 今後、条例をつくりなさいということが積極的に言われて、条例をつくったときに、逆に東京都みたいに70cmの事例が出てくると、車椅子は真っすぐ行って真っすぐ帰ってくるしかないということになり、非常にまずいと思います。従って、緩い表現のままではなく、そこら辺をきちんと押さえられるような形にして頂きたい。
- ちょっと先ほどの点で私が指摘したのは、浴室の出入口幅の80cmではなく、通路幅です。通路は原則有効幅員75cmではなく、通路は最低80cmにしてもらい、直角に曲がる時には100cm以上というのを生かして頂きたい。これから体格の大きい外国人の人がかなり来ると思います。私たち日本人の寸法よりかはるかに大きい車椅子が来ますので、そうなったときに日本のJIS規格で対応できない車椅子も来るわけですから、そうしたことも配慮して、通路については80cmを確保してもらいたいと思っています。

【DPI 日本会議 今西委員】

- 先ほどの数値目標について、条例の整備を強く地方公共団体に呼びかけていきたいと基本方針として出されたが、この条例策定は義務ではなく自治体ができるということで作る、作らないというのは自治体の判断になり、国は条例をつくりなさいと言えないわけです。果たしてどこまでこうした委任条例が進んでいくのか不明です。
- 数値目標により一般客室の一部についてのみの整備は、かえって条例化を阻害してしまうため数値目標を定めずに全ての一般客室を対象にした条例の推進を図っていくという回答がありました。だとしたら、国として一般客室を100%UD化していくための条例策定に向けた促進策、対応策を示していく必要があるのではないのでしょうか。具体的な方針がない中で、一般客室の10%の整備目標を引くことが厳しいというものではないと思います。
- 今後、訪日外国人の急増が見込められる中で、少なくとも10%の人たちが高齢者であったり、障害者であったりと配慮が必要とされることが想定されます。そうした人たちに対応できる一般客室のUD化確保の方針をきちんと出さないと対応が難しくなります。これについて国はどのような形で促進していくのかということをお答え頂きたい。
- 今回、便所・浴室等の出入口、原則75cmで提案されました。これまでの基準では80cmとしていたところハードルが高いということで一步譲ったものです。そのことで一般客室を車椅子使用者が使えるようになればということです。少なくとも便所・浴室等の出入口の段差がなく、幅員が75cmで通路が100cm以上あれば、切り返しなく手動車椅子、簡易電動車椅子、電動車椅子で利用することができます。これが70cmになってしまうと使えなくなり、使えない水準を果たして作っていいのかどうか。やはり便所・浴室等の有効幅員は75cm以上とし、通路を最低でも

100cm 確保していくということを原則として見直して頂きたい。

【東洋大学ライフデザイン学部 高橋座長】

- ご回答の中でまたご質問がありましたが、ここは委任条例の問題について議論する場ではないです。施行は今年9月ですが政令で決まっている車椅子利用者用客室の設置数1%がネックにあつて、今回の設計標準の改正でもできる限り一般客室のバリアフリー化を促進しようという議論だとまず確認をさせて頂きたい。地方公共団体による委任条例は、当然私たちの頭の中にあるが、よりよいホテル、あるいは旅館のバリアフリー化を進めなければいけない、この設計標準でより望ましい水準にするにはどうするかということにちょっと絞った回答と進め方をしていきたいと思います。
- 委任条例は確かにつくれるけど、そこの議論もこれまでできていないので、この検討の場にかませると難しいかという感じがしますので、少し置いておきたいと思います。それから、東京都の条例改正についても東京都の判断になりますので、ここでは触れないこととします。ただし大濱委員が指摘されたように、国の定めた設計標準が地方公共団体にどんなふうに応用されていくかはとても重要な視点なので、その点については当然一般論としてあるかと思っています。そこはこの後のご回答も含めて頂ければと思います。
- 一般客室の100%UD化の促進策の方向性ですとか、便所・浴室等の出入口の有効幅員が75cmで本当に利用できるのかどうか。再度ご質問と受けとめておいてよろしいでしょうか。

【日本身体障害者団体連合会 中原委員】

- ちょっとこだわらうようで申しわけございませんが、数字目標についてです。一般客室のUD化を促進して頂いて、利用できる部屋を増やして頂くのは非常にありがたく、我々が本当に望んでいるところです。17ページの上に、一般客室〔新築・改修〕と一緒にして「新築と改修の主な改正事項」と書いてありますが、改修において非常に厳しい既存の建物と新築と分けてほしいと思います。新しく建てられるのであれば、余裕が少しでもあるようなら寸法80cmぐらいにして頂きたい。改修の場合は色々なことが生じてどうしても幅がとれないということもあろうかと思っています。バリアフリー対応の一般客室はとても有効な手段と考えます。ぜひ、一般客室の話を進めて頂きたいと思います。

【東洋大学ライフデザイン学部 高橋座長】

- 7ページの左上の小見出しのところに一般客室〔新築・改修〕と表現されていることについて、基本的には改修の場合にも法的な規制はかかってないけれども、それに配慮しながら改修でも行うということが前提としてあるということで、こういう書き方になっていますので、そこはご理解頂ければと思います。
- 事務局の回答はいかがでしょうか、今の重ねてのご質問に何かありますでしょうか。

【(事務局) 国土交通省住宅局建築指導課】

- 新築・改修の「やむを得ず75cm確保できない」という中の「やむを得ず」という表現の中には、当然改修の際にやむを得ずということを含んでいるとご理解頂ければと思います。
- また、新築についての基準について、従来の80cmに戻すべきというご指摘につきましては、これまでこの80cmという高い水準を示してきた結果、あまりにハードルが高すぎたため、なかなか幅員を広げるといった方向での整備が進んでこなかったというところも踏まえての提案だということで、ご理解頂ければ非常にありがたいです。

【東洋大学ライフデザイン学部 高橋座長】

- 今の80cmの議論は、車椅子利用者用客室ではなくて、一般客室が対象です。今回の事例視察調査の中でも、正直言いまして車椅子利用者用客室をアクセシブルルームとして見学をした場所でも、有効幅員が80cmとれていないところが何点か見られました。これは国内だけではなくて海外でもアクセシブルルームと標榜していても、実際に行ってみるともう75cm、78cmなど、そういうところは結構あります。
- 今回の場合は一般客室をより有効に利用できる、一般のお客様を含めて車椅子や車椅子を使用していないと区別なく利用できるようにしていくということにも狙いがあるので、そこで75cmという数字を出しています。
- 前回も少し発言しましたが、やはり一般客室で80cmというのは、日本の伝統的な木造の家屋の問題や旅館の問題があり、なおかつ改修もしっかりやってほしいということは当然ユーザーからすれば当たり前で、差別がないホテル、旅館をつくらなくてはならない中で、75cmというのはぎりぎりのような感じがします。
- 問題はそこで本当にどこまでの車椅子の方が一般客室で利用できるか。車椅子利用者用客室は当然車椅子ユーザーの過半の方が利用できるようにしなければならない。一般客室を一步でも二歩でも前に進めていくために、どの程度の車椅子の人たちを想定するのか。車椅子全幅のJIS規格700をぎりぎりとしつつ、実際にJIS規格700の車椅子では色々なところが当たってしまって動けない。色々な検証結果を見ると75cmというのが、ある面では妥当な数字であり、全面の通路幅員などを示しながら、対応できるのではないかとということで、75cmが出てきている。やむを得ないときに70cmについては、若干東京都に配慮したところがあるかもしれませんが、この部分をどんなふう最終的に取りまとめるか。この後、パブコメもあるので、そこで多くの方々のご意見を頂かなければいけない。ここは大事なポイントですが、事務局としてはいかがでしょうか。

【(事務局) 国土交通省住宅局建築指導課】

- 一般客室を、なるべく多くの方がお使いできるような水準に引き上げていきたいという方向は皆さん一緒だと思います。そこで先生がおっしゃるように、現実的になるべく多くのホテルで対応

して頂ける水準として、今回100cmの前面の通路幅との組み合わせで75cmという幅員をご提案させて頂いているものでして、方向は一緒だということでは是非ご理解を頂きたいと考えています。本ガイドラインをもとに、国としても、なるべく一般客室について、地方公共団体における条例化の推進も含めて、今後、実現可能性を高めるために工夫をしたので対応して頂きたいと伝えていければと考えております。どうぞよろしくお願ひいたします。

【東洋大学ライフデザイン学部 高橋座長】

- 各事業者の方は、有効幅75cmでも結構厳しい状況ということはあると思いますが、高齢化社会あるいは共生社会を目指している我が国、それから先ほどご意見もありましたけれども、訪日外国人3,000万から4,000万、そして6,000万への対応があります。国際的なガイドラインにも対応していくことは当たり前ですので、書き方について最終的にどういうふうになるか、もう一度事務局のほうでお考え頂きたいと思います。便所・浴室等の出入口の有効幅員は、原則として75cm以上、100cm以上の通路幅員を確保して、それを推進していくということをご理解頂ければと思います。
- そして、改修、小さなビジネスホテルでの対応、メーカーの方々、特にトイレ設備関係メーカーの方々には相当頑張ってもらわなければならないということも出ていると思います。そこも含めて各事業者の宿題も含めて、今回設計標準で一応ここまで頑張ってもらったということで、ご理解頂ければと思います。今後の方策をどのように推進していくかというのは、色々と事務局でもお考え頂ければと思います。

【全日本ろうあ連盟 吉野委員】

- 第1回、第2回の検討会の際に私からご意見申し上げました内容を盛り込んで頂きましてありがとうございます。障害者差別解消法がスタートし、条例もスタートしているところもたくさんございます。
- ホテル、宿泊所につきまして、現在使っているホテルはテレビが薄型のテレビです。字幕が対応できるホテルがほとんどということになっておりますが、問題はリモコンです。字幕放送に対応しているテレビであっても、リモコンに字幕がある、なしがまちまちです。たまたま字幕の対応ができないというリモコンが、今もまだまだホテルにございます。そういったところに対して従業員に申し上げても字幕がつけられない。字幕をつけるようお願いをしても、なかなかその対応をしてくださらない。リモコンがないのでできませんということで終わってしまうことが多々あります。やはり、ホテルで快適に過ごすことができないということにつながりますので、国からそういったホテルに対してきちんとリモコンにつきまして、字幕対応ボタンのついているリモコンを使用するようにという指示をして頂ければと思います。
- それからもう1つは、対応できないときにスタッフの対応、態度です。スタッフの態度に配慮し

て頂きたいと思っています。そういうところも指示をして頂きたい、指導して頂きたいと思いません。外国人が働いている場合もたくさんあります。その場合の聞こえないことに対しての筆談対応など、日本人であれば筆談ができるのですが、外国の方がスタッフの場合はなかなか文字がわかりません。私たちは聞こえませんが、言われてもわかりません。そのような例がたくさんございますので、外国人を雇用されている場合には聞こえない人に対する対応方法につきましても、きちんとした指導、教育をして頂きたいと思っています。そういったところを盛り込んで頂けるとありがたいと思います。

【(事務局) 国土交通省住宅局建築指導課】

- 字幕対応のテレビは普及してきたけれども、リモコンがまだまだ対応できていないものがあるというご指摘でございますが、資料1-3の63ページの一番下のところに「聴覚障害者等に配慮し、テレビは字幕放送の表示が可能なものとし、字幕表示が可能なリモコンを客室に備える」と明記をさせて頂いております。
- また、外国人も含めましてスタッフの教育について、より充実を図るべきではないかというご指摘でございますが、資料1-3の4ページに、今回の法律の改正も踏まえた基本方針の最後の4の項目で、「職員等関係者に対する適切な教育訓練」を明記させて頂いております。こういった記述についても、今後、しっかりと周知を図っていきたいと考えております。

【全日本ろうあ連盟 吉野委員】

- 何度も申しわけありません。あえて申し上げているわけで、今でもまだまだリモコン対応ができていないというところがたくさんございます。そういった現状があるというところを改めて国のほうから強く、ここに付ける文章にあるということをきちんと指導して頂きたいとお願いします。

【東洋大学ライフデザイン学部 高橋座長】

- テレビ本体は全て字幕ができるようになっていて、各テレビ局も対応しているわけですので、リモコンのほうで字幕表示操作ができないというのは問題かと思いません。そのあたりの抜けがないようにしたいと思います。
- 聴覚障害関係ですと、緊急時対応のフラッシュライトがあります。今までの設計標準の書き方もよくなかったのか、本当は一般客室にあるべきなのですが、車椅子利用者用対応客室だけしかないというところを一般化していくことがとても重要なので、そのことについても今回設計標準の中では修正していききたいと思います。

【日本盲人連合 橋井委員】

- 先日、事務局の方に事前説明を頂きまして、障害者に対する配慮が多く盛り込まれていることで対応頂きましたことに対して御礼を申し上げます。ありがとうございます。
- ただ、先ほどの吉野委員からのご意見にあったように、従業員については書いてありますが、外

国人の従業員による対応についても追記して頂きたいです。私は今でも一人で移動するために困っています。従業員だけの対応では軽過ぎる感じがありますので、もう一度検討して頂きたい。

- また、車椅子に関することですが、私は地元で車椅子関係の方とよく仕事などを行っています。ホテルについては、5年、10年ではなく、もっと長い目で見れば、車椅子の部屋とか一般の部屋とかそういったものはそろそろ取り払ってはどうかと思います。建築材料も色々と良いものが出てきていると思いますし、壁も今みたいに厚くしなくても良くなるのではないかと。ユニバーサルや共生社会を口にしていても、今なお、国も地方自治体も、このような委員会の中でも、車椅子の部屋だとか、一般の部屋だというような区別をするような考え方をしています。そういった考え方を取り払うという方向づけをしていかないと、一歩も前に進んでいかないと。設計の関係、設備の関係の方々にご理解頂ければと思っております。

【(事務局) 国土交通省住宅局建築指導課】

- 職員の教育につきましては、ご指摘のとおり外国人の職員ということをも明記した形での表現はございませんので、ご指摘を踏まえて検討させて頂ければと思います。
- 車椅子の部屋、一般客室といった表現自体をそろそろ将来に向けて取り払うことも検討すべきというご指摘を頂戴いたしました。まさに、今回の一般客室のバリアフリー化を進めるということが、そうした将来に向けての取り組みの第一歩ではないかと考えてございます。引き続き、ご指摘を踏まえて取り組んでいきたいと思っております。

【東洋大学ライフデザイン学部 高橋座長】

- 職員のことについては、所管の観光庁ですとか、色々と連携をとりながら進めていかないといけないかと思っておりますので、よろしく願いいたします。
- それから、やはり長期的な視点に立ってというのは、橋井委員のご指摘のとおりだと思います。今回の一般客室、ご批判もありましたけれども、75cm以上とすることによって、1%の車椅子使用者客室をむしろつくったほうがいいのではないかと方向に何とか持っていけるような意味合いも含めた、色々な設計標準の作業を事務局にして頂いているのではないかと理解しておりますので、ひとつご理解頂ければと思います。

【全国脊髄損傷者連合会 大濱委員】

- 資料1-1の15ページにある「各客室に共通するソフトの工夫の配慮事項」について、ここでは是非追加してもらいたいこととして、できれば、ホテルに小さいものでいいですから携帯用のスロープを置いて頂ければ非常に助かります。ホテルから外出したとき、周りに段差があり、お店に入れないところがいっぱいあります。携帯用スロープで少々の段差は乗り越えていけますので、色々なお店に入ることができます。外出する際の準備として、携帯用スロープの配備をホテルのサービスとして是非進めて頂ければ大変ありがたいと思っております。

- 教育の話について、資料-2の3ページ、ダイワロイネットホテル銀座の階段避難車があるが、実際に本当に使えるのかどうか。相当ちゃんとトレーニングしておかないと、緊急時におそらく使えないのではないかと思います。

【東洋大学ライフデザイン学部 高橋座長】

- 携帯用スロープについては、自治体でもそういう補助を出しているところなどもあるので、それぞれ進めて頂くのがよいと思います。小さな2段、場合によっては3段ぐらいの段差の既存のホテルであるところでも対応は十分可能かと思います。
- 階段避難車については、何か実際に運用されているのでしょうか、あるいは避難訓練をされた形跡があるのでしょうか。

【(事務局) 市浦ハウジング&プランニング】

- 実際に使えるよう避難訓練のときに動かして訓練をしておき、動かし方についても従業員の皆さんで共有を図っていると、視察の際にお伺いしております。

【東洋大学ライフデザイン学部 高橋座長】

- 事業者の方々も遠慮なく、設計標準について色々な角度からご確認頂いてご意見ありましたら、遠慮なくおっしゃって頂ければと思います。

【全国精神保健福祉会連合会 小幡委員】

- 資料1-1の13ページで触れられている情報提供については、新たに盛り込まれてきているところだと思います。実際の設計をする方についても、このソフト面についてどこまでイメージとしてつながるかというところを大切にしていきたいと思います。
- 例えば、先ほど京王プラザホテルの誘導のところで、駅からホテルまでの映像があるとの説明がありました。幅員の問題として、幅があるとか、ソフトの備品もこういうものが今も実際に運用されているか、あるというだけの情報ではなくて、実際に使用しているとか車椅子で通ってみるとこれぐらいだというのが、できれば映像などの見える形で、事前の情報提供として頂きたい。行ってみたら意外とドアノブにひっかかっちゃったとか、何かホテルの別の備品があっとうまくいかないとか、誘導できるとは聞いていたけど、実際に動かしてみたら齟齬があって、実用的ではなかったということが現状でもあるかと思います。実際の使用している場面での情報提供を事前に入手できるように、ホテル側にも求めたいと思います。設計をこれからされていく方については、ここは別物で運用に入ってから考えるところということではなくて、そこもイメージをしながら設計にあたるというように捉えて頂きたい。
- この基本方針のところが、実際の追補版だけでは読み切れない、改めて読まなければいけない状態ではなくて、追補版で各箇所はこの基本方針の必要な情報がちゃんと連動して示せるよということがあれば、先ほどの教育の問題等も理解しやすいかと思いますので、そのような工夫を可能

な限り強化して頂きたいと思います。

【東洋大学ライフデザイン学部 高橋座長】

- 設計に関してはこれから講習会等をやる予定ですので、設計者の方々にしっかりとお伝え頂ければと思います。情報提供については、なかなか細かいこととなりますが。

【(事務局) 国土交通省住宅局建築指導課】

- これからしっかりと実のあるものとしていかなければなりません。資料1-3の21ページの留意点、宿泊施設におけるバリアフリー情報提供の努力義務化への対応の赤字の一番下に「利用者の分かりやすさに配慮し、客室の写真・動画等も積極的に活用すること」と記載しています。これは観光庁において、昨年11月に各事業者様に通知をしている資料の中に入っている表現であり、観光庁とも連携しながら、取り組んでいきたいと考えています。

【日本身体障害者団体連合会 中原委員】

- 色々とハード面とかソフト面の対応をして頂きまして、本当にありがとうございます。
- こういう我々が利用できるような色々な配慮をなされている客室が普及した際に、一番の問題は利用料金です。実際に改良されて、快適に使われているが、利用料金が今現在は大体、普通の一般客室よりも高いところでは倍ぐらいするところもあります。そこで聞きたいのは、利用料金については、ある程度ここでは検討はできないのでしょうか。
- 本当に倍ぐらいになると、とてもそういうところが利用しにくいといいますか、利用できない。一番大切なところじゃないかなと私は思っております。

【全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会 中村委員】

- 一般客室で一番安い価格で2万円です。バリアフリールームはネットでは出ていないようです。

【東洋大学ライフデザイン学部 高橋座長】

- 料金は各事業者の判断になります。毎日毎日刻々と単価は変わってくるそうですので、ここはなかなか標準的なものは決められないです。どういったものを利用しているかというのは、ユーザー団体の調査をしないといけないかもしれません。
- 今の情報提供のところで私も1つだけ、資料1-1の16ページのところについて意見があります。観光庁よりも大分簡略化して頂いていますが、特に車椅子利用者用客室の左側のチェック欄については、有無だけでなく、間取りのところは分けたほうがいいのではないかと。括弧の中に浴槽の有無、洗い場の有無、車椅子回転スペース、あるいは転回スペースの確保といったことが記載しているが、通路は100cmだけれども、先に行くとも転回スペースがあるということが数字的に見ると、より利用しやすいかと思います。
- 観光庁が情報提供のマニュアルをつくっていますが、なかなか情報先へすぐアクセスできない、わからない。海外のホテル情報だとすぐアクセスブルームというのが出てくるが、日本ではア

クセスブルルームがどこにあるのか、情報としてアクセスできないという問題がある。観光庁の情報提供マニュアルの運用について検討がされるかと思いますが、事務局のほうで押さえて連携をして頂ければと思います。

【日本発達障害ネットワーク 三澤委員】

- 色々提案した内容を盛り込んで頂きましてありがとうございます。
- 障害には見える障害と見えない障害があります。利用時の環境や人的対応などによって、潜在的にある問題が表出してしまうことがあります。問題が起こってからどう対処すればよいかになると、非常に対応が困難になることが多いです。
- そういった意味では、先ほど情報というところで事前に利用に関する要望であったり、配慮であったり、どういった状況なのかについて、双方でのやりとりができると、事前に準備や対応できる問題もあろうかと思っています。今回ハード面での取り組み事例として色々な資料が出されていますが、人的な対応、配慮によってスムーズに、また、安心安全に利用できてよかったといった利用者の意見等が反映できるような取り組み事例についても紹介頂きたい。
- 先ほど人的な研修というお話もあったが、具体的な事例を従業員の方が理解をして頂ければ、問題が起こってからどうしようではなく、きちんと事前に配慮し、問題なく、滞りなく利用できて安心して帰れるといった取り組みにつながるのではないかと思います。事例等の提供、また、実際のホテル等で是非ご検討頂ければありがたい。

【全国脊髄損傷者連合会 大濱委員】

- 東京都の条例の件が頭に残っていて離れないのですが、この通路幅1メートルを確保できないという部屋ができた場合、真っすぐ部屋の奥に入ったときに向こうで回転スペースを設けた場合は、通路幅は必ずしも1メートルじゃなくてもよろしいという逃げ道をつくる方法もあるのではないかと思います。今回最終回なので間に合わないかもしれないですが、そこら辺も考慮して頂ければ、通路幅は必ずしも1メートルじゃなくても向こうで回転できればバックしなくて済みますから、そういうことも新たに追加で検討して頂ければ大変ありがたいなと思います。

【全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会 中村委員】

- 事業者側で実際に経営しているのは私だけだと思います。今色々なお話を聞きましたが、全てが私どものコスト増につながります。ですから、結果的に採算に合わせるということを考えると、どうしても価格が上がりざるを得なくなる場合もある。そうしたときにたくさんご利用頂くために具体的にどんなことができるのか、ずっと今悩んで聞いていました。
- 正直申し上げると幅を広げるということは大事だなと、図面一つ一つ確認させて頂いて、本当にこういうふうにしていければ、車椅子でご利用頂くときにもスムーズだと思いました。
- 例えば、先ほどお話がありました字幕のリモコンについて、それが全室にあるために対応のリモ

コンを買わないといけないのか、リモコンをありませんかと問い合わせを頂いた際にリモコンをお貸しできれば、必要なお客さんの人数分だけ確保できればいいのか、認識が違わないように、できればコミュニケーションという言葉を入れて頂きたい。

- 情報提供は確かに重要です。先ほども京王プラザホテルのホームページを調べていたのですが、京王プラザにネットでバリアフリーの予約できるものはなかったです。多分電話をされて、向こうにすばらしいコンシェルジュの方がいらっしゃって、きちんとコミュニケーションをとられて、最善の策をとられると思います。これは、我々に必要なことだと思います。
- 以前どこかでミスコミュニケーションによって、残念な事案が出たケースが新聞発表になって大騒ぎになったことを私ども旅館業界でも危惧しております。もしかしたら今、人手がなくてそこまでいけないという気持ちでお話ししたことが、いや、それは違うのではないかと言われてしまうと、それが全てに波及してしまうことが、結果的に先ほどのソフト面での対応に遅れをとってしまうことにならないかということをご心配します。
- 建物の関係ですので、別の面からお願いがあります。是非とも固定資産税に対してもきちんと見て頂きたいと思います。ちなみに、私の地域は豪雪地帯なので、非常階段は全部コンクリートで囲わなくては行けないので、結局、延べ面積に全部入ります。他の地域であれば、鉄骨階段をつければいいだけなのです。そういうところも日々のコストに全部はね返ってきます。1メートル幅をとりましょうというところもどんどん部屋のスペースが狭くなりますから、そうすると今度は部屋数が1部屋、2部屋減らさなければならなくなる。必然的に売り上げに影響しますので、それがまた今度コストにはね返ってきます。
- そういうことも含めて、これは是非みんなで実際の予算のそれぞれのあり方も検討しながら、色々なことを考えていかなければならないとつくづくお話を伺っていて思いました。自分も障害者スポーツにずっと関わっていたので、本当に皆さんと一生懸命努力することをたゆまなくしたいと思いますが、やるにはどうしても費用や人力等色々かかるので、これはもう総体的によくコミュニケーションをとって、皆さんがお互いに理解し合って取り組める方法に持っていければと思います。基本的に今回出して頂いた事例についてはとてもすばらしく調査を頂いていて、こういうことが実現したら本当にいいなと私は個人的には思っています。

【東洋大学ライフデザイン学部 高橋座長】

- ありがとうございます。それでは、時間になりましたので、ひとまず議論についてはこれで終わりにさせて頂きたいと思います。最後に学識のメンバーより一言ずつお願いします。

【東京大学 松田委員】

- 色々考えることはありますが、私の反省を含め、必要なことが幾つかあるなと思いました。まず1つは現状に関するデータというものが足りていないことをつくづく痛感いたしました。

- 今西委員からも指摘があったように、この検討会の最初でもホテルの実態に関する調査をしましたが、このガイドラインができて、ホテル、旅館がどう変わっていくのか、どういうふうになっていくのかということについて、きちんとデータを集めなければいけない。
- あともう1つは、機能的な面に関しても我々勉強が足りなかったとっております。今西委員がやられたような、1月5日の検証データも是非勉強させて頂いて、今後のこのような活動を続けていきたいと思っております。どうもありがとうございました。

【日本女子大 佐藤委員】

- 今日、一般客室のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化をどう進めるのかというところが一番大きな議論だったかと思っております。これまでの打ち合わせ等に参加させてもらって思っていたのは、本当にカテゴリーが2つでいいのかということです。車椅子のアクセシブルな客室とそれ以外という2つになっている限り、一般客室のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化というのはなかなか状況として進んでいかないのではないかと個人的には思っています。
- 一般客室について10%という数値目標が議論になりましたが、その10%をどう評価するかとなると、それに適合するものはどういう性能を持っていないかということを決めなければいけない。それを一般客室として求めるのかということ、現状として非常に厳しいだろうなと感じます。そう考えると、IPCのガイドラインにもありましたけれども、「ウィルチェアフレンドリー」というようなカテゴリーをもう一個つくって、少しずつ底上げをしていくというようなアプローチも今後必要になってくるのではないかと思います。
- 住宅の高齢者等配慮性能では等級が5段階に分かれていて、等級3（中間レベル）をこれからの高齢社会における普通の住宅として（高齢者、障害者が最低限利用できる住宅として）普及させていこうという政策が展開されています。それと同様に、住宅の高齢者配慮等級3というレベルをウィルチェアフレンドリールームとして、国の誘導政策（色々なインセンティブ施策）とあわせて普及させていくようなアプローチも、今後検討していかなければいけないのではないかと考えています。

【国総研 布田委員】

- 細かいところは追加意見の様式に書きましたので、あまりここではお話ししませんが、避難の問題だけはもう少し、まだ新しい問題でもございますので、詰めたほうがいいのではないかと思います。
- 先ほどの階段避難車について、あれはフロントに置いといても使いものにならない、上階からの避難ということですから、本来であれば避難階段の中に置いておく必要があります。その辺の記述がもう少し正確にすべきではないかなという印象がありましたので事務局と一緒に修正していきたいと思っております。

【東洋大学ライフデザイン学部 高橋座長】

- ありがとうございます。それでは、まだご発言したいという方がいらっしゃるかと思えますけれども、事務局のほうに一旦マイクを戻させて頂きたいと思えます。よろしく願いいたします。

3. その他

- 資料3の追加意見の提出様式について、事務局より説明。追加意見については、1月28日締め切りとする。
- 今後の予定について、設計標準と事例集については、今年度の3月末に改正、公表する予定。また、設計標準について2月上旬からパブリックコメントを開始予定。
- 事務局の願いとして、本日の検討会にて頂きましたご意見、追加の意見照会の内容等を踏まえた最終的な成果の取りまとめについては、検討会の座長である高橋先生にご一任頂くことについて、ご了承頂きたく、よろしく願いいたします。

4. 挨拶

(1) 東洋大学ライフデザイン学部 高橋座長

- それでは、最後になりましたので一言ご挨拶させて頂きたいと思えます。3回という短い検討会でありましたけれども、今回のホテルまたは旅館における高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建設設計標準の追補版の作業について、まず、お礼を申し上げたいのは事務局の方々です。今日ご発言頂いていませんけれども、建築指導課、市浦H&P、JICEほか、皆さん非常に熱心に調査作業をして頂きました。改めて感謝申し上げたいと思えます。
- 私も現地調査に時々同行させて頂きましたけれども、今日の事例でもたくさん出ていますが、やはり手探りの部分もあるし、かなり先にいっている部分もある。それからあまり重たくし過ぎないで、もうちょっと軽くていいのではないかと、肩の力を抜いて、一般客室のほうにお金を回したほうがむしろいいのではないかとというものもたくさんありましたが、でも色々な事業者がそれぞれの取り組みでやっています。
- 後楽ガーデンホテルでは、東京都の補助事業を使っています。東京都の補助事業は昨年度から4,000万円までの利用ができ、非常に有効なので、若干宣伝も不足しているのではないかとと思うぐらいです。観光庁は500万円で今度は少し増えそうですけれども、これは既存のホテル、旅館の施設にとって非常にありがたいし、かつそのときにさまざまなチャンスが転がっています。そのときにうまく利用者のシーンを押さえてもらい、改修計画など設計者が勉強してもらおうとすごくいいかなという感じがしています。
- そして、今回の議論につきましては、やはり2020東京オリンピック・パラリンピックの問題、それから国内の高齢化の問題、あるいは障害者差別解消法、共生社会のあり方の問題なども非常に

絡んでいます。やはり旅とか仕事でもそうですけれども、宿泊するというのはとても大切なシーンになるはずですので、誰もが同じように、完全に100%は難しいかもしれませんが、一歩でも二歩でも前進して一緒に泊まれる、多少バリアがあっても一緒にボランティアの方とも泊まれるという環境にいかにつくっていくかということで、今回の新たな整理をしようということになってきました。

- そして、先ほど佐藤先生のほうからもお話がありましたが、一般客室のバリアフリー化のカテゴリをどうするかというのがあって、まずそのためにはユーザーをどう想定するかということです。一般客室への最大限活用できる人たちの想定がどうなのかということ、これはまだ宿題になっているかと思いますが、引き続き検討のチャンスを与えて頂ければありがたいと思っております。
- いずれにしても、今年3月末に設計標準が改正され、さらに今年9月に車椅子利用者用客室の設置基準1%が施行されることとなりますので、ハードルはそれぞれの事業者、先ほど中村委員のご発言もありましたけれども、高いですが、私たちもできる限り協力していきたいと思えます。是非一歩でも前に、高齢化の先進国である日本が世界に先駆けたバリアフリー客室ですとか一般客室のバリアフリー化を進められるようにご協力をお願いしたいと思います。是非よろしくをお願いしたいと思います。
- 私の挨拶は簡単ですけれども、これで終わりにします。どうもありがとうございました。

(2) 国土交通省建築指導課 淡野課長

- 昨年の9月以降、本当に短い期間の間に密度の濃い検討にご協力頂きまして、誠にありがとうございました。特に高橋座長には、立場や利害の異なる方々の意見を調整して頂くという、非常に難しい役回りをいつもお願い申し上げて大変恐縮ですけれども、おかげさまで前向きに取り組んでいこうとする方の背中を押せる内容になったのではないかと考えております。
- 本日も色々な宿題を頂いておりますので、そういうご意見も踏まえ、パブコメを経て、成案を今年度中にはまとめた上で、9月に新しい1%基準が施行になる時までには、この追補版の内容の周知も徹底をして、現場に浸透していくように図っていきたくと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。
- 今後、ホテル又は旅館のバリアフリー化が今回の一連の検討を契機に、より一層新しい段階に進んだと言われるように、国のほうも頑張っていきたいと思っておりますので、引き続き委員の皆様には、建築分野のバリアフリー化に向けてご支援、ご協力方、どうぞよろしくお願い申し上げます。本当に熱心なご議論頂きましてありがとうございました。

5. 閉会

以 上